

○財務省告示第九十二号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和
元年七月十六日に発行した政府短期証券の発行条
件等を次のとおり告示する。
令和元年八月九日

十二号
務取扱規則（平成十一年大蔵省
第十一項の規定に基づき、令和
発行した政府短期証券の発行条
告示する。）
日
財務大臣 麻生太郎

三　振替法の適用等
四　発行方法
　　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
　　価格を競争に付して行われる入

八	七	六	五	
口 イ		口 イ		
額 最	払	發	方 募	
低 行 争 非 者 特 国 入 価 額 入 価 ・ 別 債 札 格 面 札 格 第 参 市 発 競 金 發 競 I 加 場 行 争 額	込 行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争	入 価 法 入 札 格 決 定 の	
五 万 円	七 七 万 三 万 千 九 兆 六 二 千 六 千 百 百 千 円 二 円 八 十 六 億 億 六 千 千 三 百 百 六 十 十 一	額 千 額 面 万 面 金 圆 金 額 額 で で 七 千 三 兆 六 千 二 百 七 二 十 二 四 二 五 一 億 壄 圓 四	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 込 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 価 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い 非	価 一 格 国 競 債 市 入 場 札 特 發 別 行 參 「 加 と 者 い 。 う 第 。 I 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 九	十 八	十 七	十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 九	
払 者	入 場	元 債			償 行	争 非	者	特 国	入 価	發 発						振 替
込 期	札 参	所 支	金		還 還	入 期	債	札	格	行	行					單 位
日 日	加 加	払 額		限	發 競	I	加 場	市	發	競	価					位
令 和	財 務	日 本	額 面	償 還	當 た	令 和			厘 五	額 面	厘 五	額 面	令 和	す	額 の	振 替
元 年	大 臣	銀 金	金 元	金 る	し	元 年			毛 金	上 金	毛 金	上 金	元 元	。	整 載	法
七 月	か ら	行 額	額 を	と	、	年 十			額 の	額 額	額 の	額 額	年 数	又	の	規
十 六	通 知	百 円	支 払	き は	償 還	月 月			百 百	そ れ	百 百	そ れ	七 月	倍	は	規
日 日	を 受 け た 者	き 百 円	の 翌 営	き の 業 業	日 休				き の 応 募	き の 円	き の 三	れ つ	十 六	月 金	記 定	
									き の 百 円	き の 円	格 三	つ	六 日	錄 六	に 額	
										錢 三	錢 三	錢 三			最 低	
									錢 錢	錢 錢	錢 錢				振 替	
									六	四					簿	